



手ぶら旅行パック

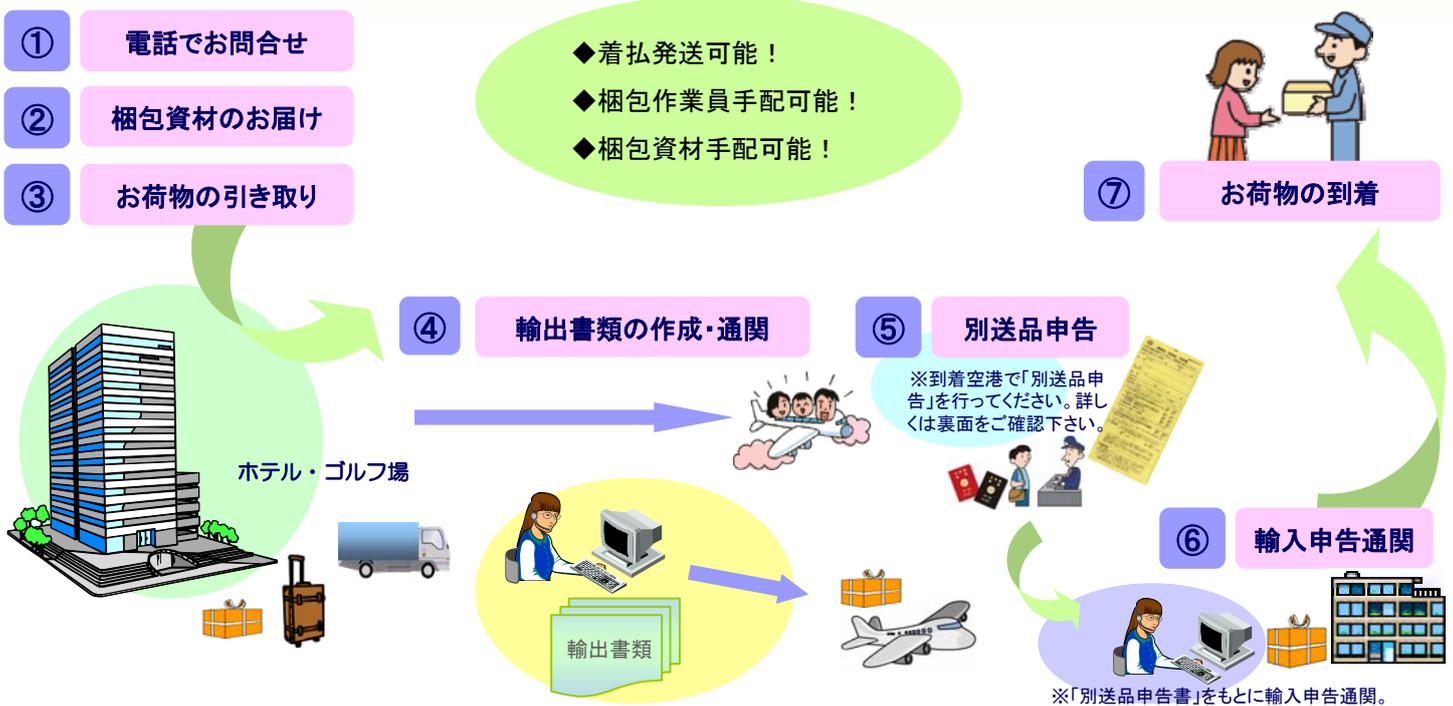


手ぶらで楽々帰国。日本に着いても大きな荷物を持って移動する心配無し。



中国に観光や出張でお越しの皆様にお役にたてる商品です。

ホテルや出張先での梱包作業から日本のご指定の場所まで安全に貨物をお届け致します。詳しくは、裏面をご確認下さい。



各種梱包資材



ボックス(A) 31×31×43cm ボックス(B) 38×41×57cm ゴルフ用 ロングボックス 38×41×114cm ビニールバック 54×60cm 書類封筒 25×34cm 各種ガムテープ 発泡材 ビニール緩衝材

各種料金

手ぶらバック料金表			
品別/重量		元払	着払
ボックス(A)	約10kg迄	700元 (10,000円)	元払運賃の合計+ 200元(3,000円)
ボックス(B)	約20kg迄	1,400元 (19,000円)	

※ミニマム重量は、10kgとなります。

- 運賃着払精算の場合は、着払手数料が発生します。
- お取扱いができない商品がありますので、必ず下記「国際運送約款」をご確認下さい。ご不明な点は当社スタッフまでお問合せ下さい。
- 「手ぶらバック」は日本側でお客様による「別送品申告」が必要です。詳しくは下記をご確認下さい。
- お荷物を預かりする際に、お客様の「パスポートのコピー」をいただきます。また、**スーツケースの場合は鍵もお預かりすることになります。**共に輸出通関時(税関検査)が必要となりますのでご了承願います。

- 商品に関する貨物保険は左記料金に含まれておりません。商品代金が高額な場合は貨物保険への加入をお願い致します。**保険金額は、商品代金×0.4%**です。貨物をお預かり時に当社スタッフまで申し付けいただければ当社が代理加入いたします。保険金額は運賃精算時に加算されます。
- 「手ぶらバック」は航空機による輸送です。大型貨物で海上輸送をご希望の場合は当社までお問合せ下さい。
- その他、ご不明な点がございましたら当社までご連絡ください。日本人スタッフが対応させていただきます。

別送品申告の手続きについて

【日本側での申告手続き】

「携帯品・別送品申告書」を2通記入し、帰国時の空港内の税関に「携帯品・別送品」の申告をして下さい。2通を税関に提出すると、1通に税関が確認印を押して返却してくれます。申告書を受取後、その申告書を郵送いただくか、当社指定の空港カウンターにお届けいただければ手続きは完了です。

【郵送していただく書類】

「携帯品・別送品申告書」(税関確認印のあるもの)と、パスポートのコピー(顔写真、ビザ、日本入国スタンプ印のあるページ)
※「携帯品・別送品申告書」は、機内や到着した空港内にも設置してありますので紛失した場合はご利用下さい。
※到着空港の当社指定カウンターにお届けいただくことも可能です。カウンターは空港毎で異なりますので下記をご確認下さい。

●郵送の場合の送付先……

株式会社メーフ 〒460-0011 愛知県常滑市セントレア3-15-2 AFSカーゴターミナル3F
TEL0569-84-3951 担当/都丸(トマル)宛

【ご注意】

- ①日本に入国後の「携帯品・別送品」申告はできませんので必ず税関通過時に申告を行ってください。万が一、忘れた場合、お客様のお荷物は「一般貨物」として申告となり、関税・消費税等の優遇措置は受けられなくなり、お客様の実費負担となってしまいますのでご注意ください。
- ②「携帯品・別送品」貨物は輸出時には中国側税関、輸入時には日本側の税関で貨物検査が行われます。正しい輸出書類の作成・申告を行うため、お客様から貨物に関する正確な情報をご提供いただくこととなりますのでご了承願います。

【日本側で別途費用が発生する場合】

- ①「携帯品・別送品」申告を行わなかった場合。(忘れてしまった場合)
- ②日本側の税関が「携帯品・別送品」貨物として認めなかった場合(あきらかに貿易関連貨物と判断した場合)で関税・消費税等が発生した場合。
- ③お客様から必要書類(「携帯品・別送品」申告書)の郵送が大きく遅れ、空港で別途貨物保管費用が発生した場合。
- ④申告内容と実際の貨物内容が異なっていた場合。
- ⑤日本に入国できない品目(下記、「国際運送約款」で規制・制限されている品)で、日本側の税関より廃棄処分や品質検査の指示が出された場合。

【ご注意】

「別送品申告」はお客様の荷物の通関を行う際に必ず必要となる大切な書類です。間違いない手続きをお願い致します。

お客様の連絡先等をご記入下さい。

「はい」にチェックして、荷物の総個数をご記入下さい。

国際運送約款(抜粋)

- 当社の国際宅配貨物及び国際引越貨物の受託条件は、下記に定める事項のほか標準貨物運送、港湾運送、倉庫委託及び関連航空及び船会社が定める約款によるものとし、これらの約款に定めのない事項は中国の法令または慣習によるものとします。
- 貨物の責に帰すべき事由によって貨物に損害を生じた時の当社の責任限度は受託した貨物の実損(有責損害)部分につき、US\$ 100を超えない範囲で1kg当たりUS\$ 20を限度とします。
- 当社の運送料金は、実重量又は容積重量のいずれか大きい方をもとに算出します。容積重量の換算は、縦(cm)×横(cm)×高さ(cm)÷6,000で計算し、端数は切り上げて計算します。
- 当社は、紙幣・貨幣・有価証券・貴金属・宝石類・法令条約で規制されている物品等は国際宅配貨物及び国際引越貨物としては受託できません。又、万が一これら禁止制限品目により損害が発生した場合には当社はその責を負いません。貨物内容の如何に関わらず損害賠償額は上記の運送責任限度額とします。また、主観的、情情的な価値については損害賠償額には算出いたしません。
- 当社は、運送料・立替金その他当社が荷主に代わって立替えた費用の支払いが無い間は、貨物又は航空貨物運送・海上貨物運送書類の引渡し請求に応じない事があります。このため、損害を生じる事があっても当社はその責を負いません。

【受託禁止貨物(禁止运输的货物)】

- 危険物……花火、爆薬、ガス類、引火性・気化性物質、磁気関係品、毒・劇物、全てのスプレー缶、液体製品、アルコール類など航空機搭載が不可能な物品。
- 動植物製物品……動物、植物、種子、米、ゴザ、ワラ等。
- 貴重品……有価証券、貨幣、切手、宝石、宝飾品、貴金属、美術品(絵画、彫刻、陶磁器等)。
- ワシントン条約制限品目……象牙、皮革製品、毛皮、動物等野生動物保護のための条約で規制されている物品。
- その他(其他)……ポルノ関係物品、麻薬、鉄砲刀剣類、遺体、医薬品及び医療器具、泥、土砂、模造品、生鮮食品等。

【受託制限品目(受託限制的品名)】

■品目毎に20万円を超える新品の物品は別送品申告であっても免税適用はありません。化粧品を別送品で送る場合は24個までと規制されています。その他、個人の使用に供する範囲を超える品目は関係法令により届出、許可を必要とします。通関上特別な手続きを要する貨物や、宛先等の表記が不適切な場合は超過料金が発生する場合があります。